



KPMG Insight

KPMG Newsletter

Vol. 17

March 2016

経営トピック⑥

仮想通貨とその基幹技術が起こす
金融ビジネスと社会の変革（続編）

kpmg.com/jp



仮想通貨とその基幹技術が起こす 金融ビジネスと社会の変革（続編）

有限責任 あずさ監査法人

金融事業部

シニアマネジャー 保木 健次

2015年12月22日、金融審議会よりいわゆるフィンテック（FinTech）の台頭に代表されるITイノベーションの急速な進展を受けて、決済サービスを中心に金融サービス業に起こりつつある大きな環境変化に対応するための具体的な行動計画（アクションプラン）となる「決済業務等の高度化に関するワーキング・グループ」報告および「金融グループを巡る制度のあり方に関するワーキング・グループ」報告が公表されました。

このアクションプランを参考に、幅広い論点と関係者、多様な金融ビジネスへの影響とその波及経路等を含むいわゆるフィンテックの台頭による大きな環境変化への対応について、大きく決済分野を中心にアンバンドリング化した銀行業務についてフィンテック企業を含むノンバンク・プレーヤーが参加するオープン・イノベーションを重視する体制への転換を図る「第一段階」、ブロックチェーン技術、特に参加者を限定したプライベート型のブロックチェーンを活用した金融機関の業務革新の実現を図る「第二段階」および金融経済活動の基盤を根本的に変えてしまう可能性のある仮想通貨を含むパブリック型のブロックチェーンの広がりに対応する「第三段階」に分けて整理することが可能と考えます。

銀行をはじめとする金融機関は、第一段階におけるノンバンク・プレーヤーとの連携等を含むオープン・イノベーションに向けた体制整備だけでなく、第二段階あるいは第三段階で起こりうる変化も視野に入れて、戦略的に対応していく必要があると考えられます。

本稿では、上記2つの報告書およびワーキング・グループにおけるこれまでの議論を参考しながら、フィンテックに係る幅広い論点を、こうした3つの段階に分けて議論を整理するとともに起こりうる変化を中心に考察します。

なお、本稿の内容は執筆時（2016年2月23日）^(*)における情報に基づいていること、および本文中の意見に関する部分については、筆者の私見であることをあらかじめお断りいたします。



保木 健次
ほき けんじ

(*) 本稿執筆後に考察の前提となる事項に変化が生じております。あらかじめご了承下さい。

【ポイント】

- 我が国におけるフィンテックの台頭への制度対応に関するアクションプランである「決済業務等の高度化に関するワーキング・グループ」報告および「金融グループ制度のあり方に関するワーキング・グループ」報告が公表された。
- フィンテックに係る幅広い論点は、影響が及ぶ分野や影響が発現する時期に応じて整理すると理解しやすくなる。
- 分野別では、いわゆるフィンテックが台頭する銀行・金融業務をアンバッジリング化した分野、プライベート型ブロックチェーンの活用が見込まれる金融機関内部又は金融機関同士のクローズドな分野、およびビットコインをはじめとする仮想通貨が利用される金融経済活動の土台となる決済インフラ分野があると考えられる。
- 時間軸別では、すでに進展し具体的な施策が示されたフィンテックの台頭への対応が喫緊の課題である一方、プライベート型ブロックチェーンの本格的な活用は始まったばかりであり、仮想通貨等の資金決済系のパブリック型ブロックチェーンの利用拡大について現在は実態を見極める段階と考えられている。
- 特に、仮想通貨が広く浸透した場合の影響については、金融ビジネスおよび金融機関のあり方を根本的に転換する可能性があり、現時点でも十分に留意しながら戦略的な対応を検討していく必要がある。

I. 金融審議会の2つのワーキング・グループ報告書の概要

2015年12月22日、金融庁に設置された金融審議会「決済業務等の高度化に関するワーキング・グループ」(以下「決済業務高度化WG」という)および「金融グループを巡る制度のあり方に関するワーキング・グループ」(以下「金融グループ制度WG」という)からそれぞれワーキング・グループにおける議論をまとめた報告書が公表されました。

2つのワーキング・グループおよび報告書は、決済業務高度化WGの前身となる「決済業務等の高度化に関するスタディ・グループ」における議論および同スタディ・グループから公表された「中間整理」を踏まえて、2015年3~4月にかけて金融グループ制度のあり方を議論するため金融グループ制度WGを設置す

るとともに、同スタディ・グループが決済業務高度化WGに格上げ改組されたという背景から、実質的に一連の議論と捉えられます。

これら2つの報告書は、決済インフラ改革および金融グループ制度改革を中心とした、いわゆるフィンテック (FinTech)¹の台頭を受けた所要の制度整備を図る「アクションプラン」と位置付けられるものであり、フィンテックの幅広い論点を網羅的にカバーしつつ、法規制上および民間における取組を含めた行動計画と今後の検討課題の提示や目指すべき方向性が示されています。

このアクションプランの特徴の1つとして、具体的な施策の提示にとどまらず、今後の検討課題や動向を注視すべき事項なども数多く指摘されていることが挙げられます。これは、フィンテックの台頭を受けて早急に対応すべき事項がある一方で、

1 FinTech (フィンテック) とは、金融 (Finance) と技術 (Technology) を掛け合わせた造語であり、ITを活用した革新的な金融サービス事業を指す。資金移動を含めた決済分野のほかに、クラウドファンディングといった融資に係る分野、資産運用も含めた預金関連分野、及び金融サービスに付随する情報セキュリティ関連分野があると言われている。

フィンテックの進展が今後も続き、制度面も含めた対応が必要になる課題が発現する蓋然性が高いことを示唆していると考えられます。

また、そうした今後の課題についても、来年度に報告を取りまとめるといった具体的なスケジュールを伴って取り上げられている事項と動向を注視しながら機動的に対応していくといった中長期的な対応として提示されている項目に分けることが可能と考えられるため、全体としては3つの段階に分けて整理することができます。

アクションプランに盛り込まれた主な施策・検討事項を時間軸別に整理したものが図表1になります。

本稿ではこの報告書をベースとしながら、報告書には含まれていない事項についても後段で可能な限り考察します。

利用者利便の向上と国際競争力強化のための5つの改革事項」という形で取りまとめられています。

それらに加えて、「中間整理」時点では若干の言及にとどまっていた仮想通貨について、新たに4つ目の分野として「仮想通貨に関する制度のあり方」が取り上げられました。前回の報告書から約8ヵ月後に公表された今回の報告書でさえ、議論を整理する大項目に追加が生じるなど、フィンテック分野における進展の早さと今後もまだ議論されていない事項が出現する蓋然性の高さが分かります。

本稿では、幅広い論点のなかから、金融ビジネスへの影響や変化への対応を検討するうえで特に重要と考えられる、フィンテック、ブロックチェーン技術および仮想通貨の利用拡大を中心に、以下において、リテール決済分野における構造変化と金融ビジネスへの影響について考察していきます。

【図表1 WG報告書の主な施策・検討事項】

	主な具体的施策	主な今後の検討課題	今後の動向を注視する事項
決済業務高度化WG報告書	決済関連サービスの提供の容易化 CMS高度化・電債の利便性向上 決済インフラ改革 仮想通貨交換所に対する登録制導入	ブロックチェーン技術の活用 オープンAPIのあり方 業務横断的な法体系の構築	仮想通貨に係る機動的対応
金融グループ制度WG報告書	持株会社が果たすべき機能の明確化 共通・重複業務の集約容易化 IT企業への出資容易化	会社法との関係整理 異業種からの参入との関係整理	

1. 決済業務高度化WG報告書の概要

決済業務高度化WGは、前述のように前身となるスタディ・グループおよびそこでの議論を取りまとめた「中間整理」が存在します。「中間整理」では、主に、「リテール分野を中心としたイノベーションの進展」、「企業の成長を支える決済サービスの高度化」および「決済インフラの改革」の3つの分野を中心に議論が整理されていました。

今回の決済業務高度化WGの報告書では、3つの分野についてそれぞれ「リテール分野－金融・IT融合に対応した決済サービスのイノベーション」、「ホールセール分野－企業の成長を支える決済サービスの戦略的な高度化」および「決済インフラ－

(1) リテール分野に係るアクションプラン

リテール決済分野における決済業務高度化に向けた取組みは、プリペイドカードの支払可能金額の表示義務の拡大といった具体的な施策とともに今後の検討課題についてもいくつかの事項が提示されています。以下では、それらの事項の中から「業務横断的な法体系の構築」ならびに「ブロックチェーン技術の活用」を中心に論点を整理していきます。

● 業務横断的な法体系の構築

リテール決済分野におけるフィンテックの台頭の多くは、「為替取引」および「預金の受入れと貸付」を銀行の固有業務とする現行の法体系のなかで、当該固有業務の一部あるいはそれらに隣接する業務分野において、厳格な規制を課す銀行法と比べて緩やかな規制の下で業務を行うことができる枠組みに基づいて起こっています。

銀行業務の「アンバンドリング化」はこうした枠組みの下で進み、資金移動業、前払式支払手段（プリペイドカード）、融資業務といった業務形態でノンバンク・プレーヤーがフィンテック・ビジネスを展開しています。こうしたなかで、各種決済サービスの機能進化が進み、決済サービスと融資業務を組み合わせること等により、総合的な金融サービスの提供が出現しつつあることが今後検討すべき課題の1つとして報告書のなかで取り上げられています。

つまり、資金移動業（為替取引）、プリペイドカード（預金の受入れ）および融資業務（貸付）を総合的に提供することにより、銀行固有業務類似のビジネスを銀行法よりも緩やかな規制の下で行うことが可能となってきたという実態への対応が課題とされています。

こうした上記各種業務間の規制レベルの整合性に係る課題に加えて、将来的には、ノンバンク・プレーヤーと銀行との規制

レベルの差異のあり方についても今後の課題として浮かび上がってくるのではないかと考えています。

また、アクションプランでは、銀行からの委託ではなく顧客との契約に基づいて銀行口座にアクセスする「中間的業者」の登場も含めて今後の検討課題としています。このことは、リテール決済分野に起きていたイノベーションへの対応が銀行（口座）を通じた規制アプローチでは十分ではない可能性について示唆していると言えます。

● ブロックチェーンの活用とその影響

決済業務高度化WG報告書において期待が表明されている銀行界における取組みには、携帯電話番号を利用した送金サービスやオープンAPI²のあり方に係る検討のほかに、ブロックチェーン技術を含む新たな金融技術の活用可能性と課題について2016年度中を目途に検討し、報告書をまとめることができます。

ブロックチェーンとは、ビットコインをはじめとするいわゆる仮想通貨の基幹技術として用いられ、過去からの取引記録を繋げて分散型ネットワーク上で各参加者が共有することにより、高い改ざん耐性を備えつつ電子的な価値記録を信頼できる第三者の存在なしに移転させることを可能にした技術です。ただ、ブロックチェーンの仕組みは価値記録を仮想通貨以外に適用すること等により様々な利用可能性があると指摘されており、本報告書ではその活用方法の検討を今後の課題の1つと位置づけています。

ブロックチェーンの多方面での活用可能性と金融ビジネスを根本的に変える可能性に係る論点の整理および考察については、後段において詳述いたします。

(2) 仮想通貨に関するアクションプラン

「中間整理」時点では若干の言及にとどまった仮想通貨ですが、FATF（金融活動作業部会）のガイダンス³等を踏まえ仮想通貨と法定通貨の交換所に対して登録制を導入し、併せて利用者保護のための制度整備を図るなど、「決済業務高度化WG」報告書では大きな項目の1つとされました。これは、仮想通貨の動向がそれほど留意すべき事項であることを示していると考えられます。

ただし、今回導入される規制は、あくまでも法定通貨と仮想通貨の交換場面における規制が導入されるのみで、仮想通貨を活用したビジネス、たとえば仮想通貨による預金の受入れ、仮想通貨の為替取引、仮想通貨の貸付といった仮想通貨を活用し

た銀行固有業務が認められる訳ではないことに留意する必要があります。

この点については、仮想通貨を「通貨でない」とし、仮想通貨を使った銀行業務を認められないとする政府見解⁴が出ており、ことから、仮想通貨を用いた銀行固有業務が短期間のうちに認められるようになることは難しいと考えます。

また、決済業務高度化WG報告書では、仮想通貨の今後の利用の広がりと影響を注視し、機動的な対応が必要と指摘するにとどまっており、現時点では仮想通貨を活用したビジネスが国内で発展することを促進する観点から、何らかの法規制上の手当てがすぐに検討されることは考えにくいと考えられます。したがって、仮想通貨の利用の広がりに向けた対応は時間軸別では上述の第三段階に位置付けることが現時点では適切であると考えられます。

II. フィンテックの台頭による環境変化

このセクションでは、アクションプランで示された論点整理を基に、フィンテックの台頭等が金融ビジネスに与える影響を考察するうえで重要だと考える、「フィンテックの台頭」、「ブロックチェーンの活用」、「仮想通貨の利用の広がり」という3つのテーマについてさらに深掘りしながら考察を進めていきます。

なお、上記3つのテーマが金融ビジネスに与える影響は、組織構造や収益構造等様々な要因により影響を受ける時期も業務領域も異なると考えます。それぞれにテーマに係る業務が金融ビジネスのどの領域に影響を与えるかについてまとめたものが図表2になります。

1. ノンバンク・プレーヤーによるエンドユーザーと金融機関の間に入るビジネスの対応

必ずしもすべてのフィンテック・ビジネスに該当する訳ではありませんが、アクションプランにおける「アンバンドリング化」や「中間的業者」といった用語と密接に関係するフィンテック・ビジネスの多くは、前提としてその活動分野はリテールを中心としたエンドユーザーと銀行をはじめとする金融機関の「間」であると考えられます。

当初は金融業務の一部または隣接分野をノンバンク・プレー

2 決済業務高度化WG報告書では、「API (Application Programming Interface) とは、オペレーティングシステム (OS) やアプリケーションの機能を利用するための接続仕様を指し、一般に公表されたAPIのことをオープンAPIという」とされている。

3 2015年6月に公表されたガイダンス。「各国は、仮想通貨と法定通貨を交換する交換所 (Exchanger) に対し、登録・免許性を課すとともに、顧客の本人確認や疑わしい取引の届出、記録保存の義務等のマネロン・テロ資金供与規制を課すべきである。」といった内容が含まれている。

4 答弁書第二八号 内閣参質一八六第二八号 平成二十六年三月七日

ヤーが緩やかな規制の下IT技術を活用して小規模のフィンテック・ビジネスを展開してきたものの、その金融サービスが消費者に受け入れられ、市場規模が拡大するにしたがって、前述のような総合的な金融サービスを提供するプレーヤーの出現も含めてさまざまな課題が生じたことが法規制を見直す契機になったと考えられます。

従来の金融業務領域に参入するということは、自然と参入者は当該業務を既に手掛けている金融機関ではなく、ノンバンク・プレーヤーというケースが多くなります。このため、この分野の市場規模拡大は、銀行をはじめとする金融機関とノンバンク・プレーヤーとの規制バランスに係る問題を提起することに繋がります。

たとえば、銀行の業務範囲に係る制限の問題や、およびアンバンドリング化の結果生じる収益性の高い分野における収益性低下と元来低収益であるものの銀行が担う必要がある決済ファイナリティ⁵の付与を伴う決済業務をどう維持するかといった問題などが生じます。こうした課題への対応として、金融グループ制度WG報告書において、銀行のIT企業への出資の容易化や共通・重複の集約容易化といった施策が取り上げられました。

これらの制度対応は、あくまでも「為替取引」と「預金の受入れおよび貸付」という銀行固有業務は引き続き銀行が担うことを前提とした議論であると言えます。

2. プライベート型ブロックチェーン技術による金融機関間の業務革新

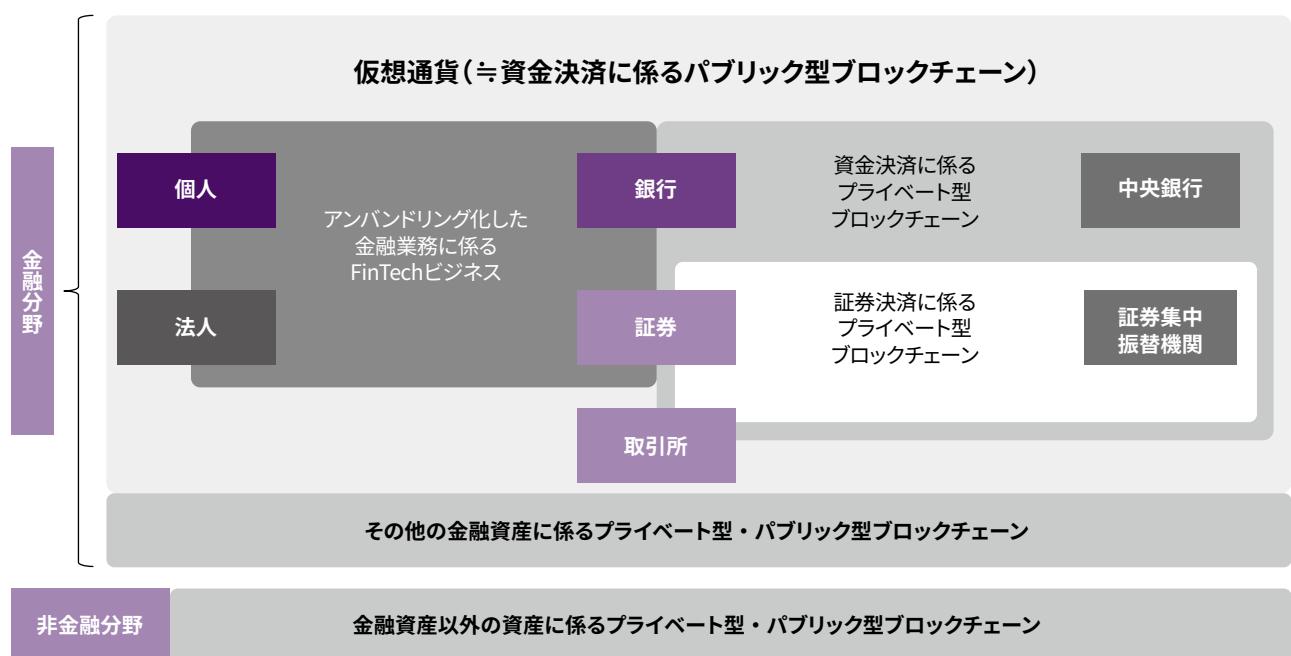
今後の検討としてとりあげられているブロックチェーン技術の活用可能性ですが、その応用分野は広く、不動産登記や自動車の所有者登録といった非金融分野にも活用可能とされています。ただし、本稿ではこの応用範囲について網羅的にカバーすることは行わず、金融分野、なかでも金融ビジネスへの影響が大きいと考えられる資金決済および証券決済に絞って活用可能性について考察します。

(1) プライベート型とパブリック型

ブロックチェーン技術は、過去からの取引履歴をネットワークの参加者が分散共有することにより価値記録の二重仕様や改ざんを防止するシステムですが、「参加者」と「価値記録」の部分を様々な対象に置き換えることによって活用可能性が広がります。

特に「参加者」について一定の制限を設けるいわゆる「プライベート型ブロックチェーン」を構築して活用する方法について関心が高まっています。なお、金融機関内部におけるブロックチェーンをプライベート型ブロックチェーンとし、金融機関同士など特定複数の主体が連携して構築するブロックチェーンをコンソーシアム型ブロックチェーンとして分類する方法もありますが、本稿では、これら二つを区別することなくプライベ

【図表2 FinTechとブロックチェーンと仮想通貨の適用範囲】



5 一般に「決済が無条件かつ取消し不能となり、最終的に完了した状態」と言われている。

ト型ブロックチェーンと表現します。他方で、ビットコインなど仮想通貨に用いられるブロックチェーンは原則的にだれでも参加可能ですので「パブリック型ブロックチェーン」と分類されます。

プライベート型ブロックチェーンの利点は、参加者を限定することによる、カスタマイズ性の高さ、メンテナンスの容易化、取引記録確認の厳格性の緩和が可能といった点が挙げられます。他方で、パブリック型ブロックチェーンと異なり参加者を制限・管理するための「管理者」の存在が必要になります。

ブロックチェーンがもたらす改ざんされることなく価値記録を移転する機能や、取引記録を分散共有する機能を生かして、金融機関内部又は金融機関同士で行われている取引照合、清算、決済業務の分野が活用可能性の高い分野として認識され、現在さまざまな取組みが行われているところです。

プライベート型ブロックチェーンに係る取組みの特徴として、その多くが既存の金融機関を中心に進められていることが挙げられます。これは、金融業務には、決済業務など大量の取引を日常的に一般の企業よりもはるかに厳格な正確性が求められるなかで迅速に処理することが求められる業務が存在し、その業務を遂行するために多額の設備投資と人員を必要とすることから、ブロックチェーンの活用によるメリットが大きいと考えられていることが背景にあると考えられます。

こうした業務は通常金融機関の顧客からは見えない「裏側」で行われており、この意味でフィンテックの主たる活動分野であるエンドユーザーと銀行の「間」とは領域が異なることが分かります。金融機関内部あるいは複数の金融機関同士でやり取りされている分野であり、参加者を限定するプライベート型ブロックチェーンが適していると言えます。

また、活用を検討している金融機関自身や決済業務といった業務分野は現行でも様々な規制が課されていることもあります。実際にブロックチェーンを業務に活用するに当たっては、規制当局との連携や法制度の整備が必要になることが考えられます。この点は、先に普及し、実態として価値移転が行われている仮想通貨に対する規制アプローチを検討するケースとは異なる点です。プライベート型ブロックチェーンは規制の中から発展するのに対して、現在進展しているパブリック型ブロックチェーンの殆どは規制の外側で発展していると言えます。

このように様々な利害関係者との調整を避けて通れないことから、プライベート型ブロックチェーンについては、規模の大きいコンソーシアムよりも、単体でかつ国境を跨がないケースから先行して活用事例が出現するかもしれません。

実際に、オーストラリア証券取引所は、売買取引およびポストトレード処理に関して今年からブロックチェーンを活用したシステムに置き換えることを公表しています。こうした観点からは、複数金融機関がかかわる取組みよりも、社内で活用する取

組みの方から具体的な動きが現れてくる可能性があります。

●資金決済系と証券決済系

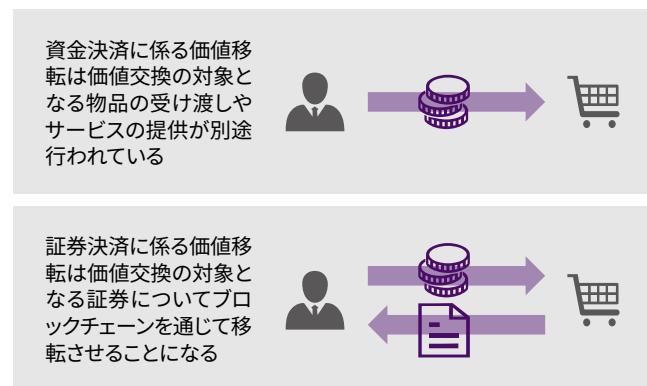
「価値記録」も通貨のような金額を表象するものに限られません。たとえば、株式といった有価証券の記録を移転させることにより、所有権をブロックチェーンで移転させることが可能になると考えられます。さらに、正確な過去の所有者履歴がわかるため、ある種の不正行為の抑止効果も期待できるかもしれません。

前述のように移転させる価値記録はそれ以外にも多数考えられます。たとえば、本稿では便宜的に金額の移転を「資金決済系のブロックチェーン」および有価証券の所有者の移転を「証券決済系のブロックチェーン」とする2種類のケースについて考察します。

図表3が示すように通常資金決済は売買取引の一方の移転対象として買い手から売り手に資金を移動させる際に行われます。たとえば、仮想通貨ではネット上で購入した物品の代金や現実世界でレストランでの飲食代といったサービスの対価として支払われます。

証券決済系の場合、売買取引のうち資金決済ではないもう一方の対象物、つまり有価証券の移転をブロックチェーンで行おうとするものです。このため、有価証券の所有者の移転だけでは資金決済が伴っていませんので、ブロックチェーンの活用メリットとしては不十分であり、資金決済系のブロックチェーンを別途構築し同時並行で処理する、あるいはブロックチェーンにより移転の仕組みを一方から他方への価値記録の移転ではなく、特定の有価証券と資金の交換を取引記録とするなど工夫が必要になります。

【図表3 資金決済と証券決済に係る価値移転】



(2) 取引情報の共有と決済ファイナリティ

ブロックチェーンによる価値移転も実際の資金移動・所有権の移転に繋がらなければただの情報共有に留まり、別途真正な価値移転手段を実行する必要があります。特に紛争が生じた際

の解決も考えると契約による経済的価値移転効果だけでなく、法的有効性を伴って移転効果を得る必要があります。

資金決済における移転効果は特に決済ファイナリティとして重要な機能を持ち、証券決済の例に見られるように売買取引といったあらゆる金融経済活動において重要な役割を果たします。プライベート型ブロックチェーンが普及するうえでは、こうした法的効力をもつた形で価値移転が行われることが活用が広がる前提条件となります。決済ファイナリティが伴わず、一方から他方への価値移転が後になって否定されるようでは、現在さまざまな金融機関の組み合わせによって取り組まれているブロックチェーン活用の研究が遅れ実用化の障害となりかねません。

他方で、ブロックチェーンを通じた価値移転が法的効力を有することが認められ、その論理がパブリック型ブロックチェーンに波及した際には、その普及に向けた動きが加速するというだけでなく、後述するように普及した場合の金融ビジネスへの影響はより大きなものになると考えられます。

3. 仮想通貨による資金決済に係るパブリック型ブロックチェーンの拡大によるエンドユーザーと金融機関間の構造的転換

これまでの整理を仮想通貨に当てはめると、仮想通貨とは資金決済に係るパブリック型ブロックチェーンと言い換えることが可能と考えられます。

また、現在存在している仮想通貨に法定通貨はないと理解していますが、理論的には「価値記録」を法定通貨とすることも可能です。「仮想」通貨という表現では通常法定通貨を含む概念とは解釈しづらいこともあるためか、法定通貨の発行主体であり、法定通貨を仮想通貨として発行することについて関心がある中央銀行を中心に「デジタル通貨」という表現も存在します。いずれにしても、資金決済に係るパブリック型ブロックチェーンであることに変わりはありません。

プライベート型ブロックチェーンが金融機関の裏側を主な活用領域とし、厳格な決済処理実務のために構築された現行の決済システムを抜本的に転換するのに対して、エンドユーザーも含めた不特定多数の参加者間における価値移転をめざすパブリック型ブロックチェーン、特に資金決済に係るブロックチェーンは、金融経済活動全般が対象領域となります。

この法的位置づけも十分に定まっていない仮想通貨の領域におけるブロックチェーンの活用推進主体は、どうしても既存の厳格な金融規制対象ではないノンバンク・プレーヤーが担うことになります。銀行や中央銀行が仮想通貨の発行に関心を寄せていますが、その場合は、既成事実化を先行させるノンバンク・プレーヤーが主体となる仮想通貨とは異なる普及に向けた

アプローチが必要になると考えられます。

(1) 普及した場合の影響

仮想通貨が普及した場合を、給与収入等の各種収入を仮想通貨で受け取り、日常の売買取引の支払手段が仮想通貨によって行われる状態だとすると、普及した場合の金融機関および金融ビジネス、特に銀行および銀行業務への影響は甚大なものになると考えられます。

上述のようにブロックチェーンを通じた価値移転が決済ファイナリティを有するのであれば、パブリック型ブロックチェーンを通じた価値移転も決済ファイナリティを有すると解釈するのが自然と考えられます。

パブリック型では銀行口座を介さずに資金移転が完了すること、また、価値の保存手段としても銀行口座が選択肢の1つでしかなくなることなどから、銀行口座を開設するインセンティブが劇的に減少すると考えられます。たとえば、給与はネット上にある仮想通貨の口座に振り込まれ、買い物の支払いは仮想通貨で支払い、投資信託などの購入も仮想通貨で行い、住宅ローンで借りるのは仮想通貨ということが起こり得ます。

これまで銀行の固有業務とされてきた「為替取引」と「預金の受入れおよび貸付」に相当する金融サービスをエンドユーザーは、銀行（口座）を介すことなく享受できるようになります。

日本ではビットコインは通貨ではなく銀行法に規定する銀行業務に該当しないとされていることから、現状では仮想通貨の預金の受入れや貸付および為替取引を銀行が固有業務として行うことはできません。

もう1つ普及した場合の影響として考えられるのは、規制水準に係る問題です。このような状態に陥った銀行が免許制であることが妥当かという課題に直面することになります。免許制よりも緩やかな規制に変わることは良いことばかりではありません。銀行が特別な会社ではなくなり、一般企業と変わらない立場になることに繋がります。銀行そのものはなくならないにしても、そこで行われる業務や社会から求められる役割、そして銀行で働く人が持つべきスキルは大きく変わることになります。

また、このような構造転換が起こると、エンドユーザーと銀行との「間」を活動領域とするフィンテック・プレーヤーおよび銀行の「裏側」を対象領域とするプライベート型ブロックチェーンの活用も構造的な転換に直面することになります。

(2) 普及する可能性

では、既存の法定通貨をこえて、日常通貨として利用されるまで仮想通貨の利用が広がるかについて考える必要がありそうです。

单一の仮想通貨が世界中のほぼすべての国において日常的

に使用される通貨となる可能性についてはあると考えざるを得ません。問題はその時期についてある程度の見通しを示せるほど十分な情報はないというのが現状かと思います。特に仮想通貨が普及するうえでは、いくつかの課題を克服する必要があると同時に、現時点での法定通貨と比べたメリットとされている特徴、たとえば割安な国際送金手段、が今後どのように変化するかといったことにも左右されます。プライベート型ブロックチェーンの活用により国際送金の手数料が格段に低下すると仮想通貨の普及が遅れる可能性が考えられる一方、ブロックチェーン技術の進化はパブリック型ブロックチェーンにも波及し、仮想通貨の魅力を高める機能が出現するかもしれません。

いずれにせよ、仮想通貨を利用する経験値は着実に積み上がりしていくと考えられます。また、この分野における関心の高さを考えると、将来世界中で利用される通貨となる仮想通貨の原型は既に誕生しているか近い将来に生まれる可能性が高いと考えます。

仮想通貨の普及を否定する見解を集めることは可能ですが、いくら集めたとしても肯定する見解もまた継続的に出現することが予想されます。現時点でこの論争の結論を求めるよりも、金融機関にとってこれだけの影響をもたらすリスクについて検討しない理由がないということがより重要なことだと考えます。

システムが構築されるとともにより厳格な規制・監督に服してきました。

中央集中管理されている台帳データを最も正確な記録と位置付け、データの書き換えを行う権限者を厳格に規制・監督し、セキュリティに多大な費用をかけ、データへのアクセス権を厳格に管理し、アクセス権者たる金融機関もまた厳格に規制・監督されてきました。金融取引に伴うデータ書き換えは多層化された構造を経由して行われ、こうした構造の維持管理に伴うコストをエンドユーザーは手数料や決済を待つ時間という形で負担してきました。

ブロックチェーン技術はこの構造を根本的に転換させるものです。ブロックチェーン参加者は唯一の台帳を分散共有するだけで済み、中央集中管理機関の持つ台帳との金融機関の台帳との照合作業、金融機関レベルの台帳と支店等の末端の台帳との照合作業を正確に毎日行う作業はなくなります。

このことは一義的にはこれらの業務フローに係るコストを大幅に削減できることを意味しますが、中長期的には前述のように特殊な職務ではなくなり、一定の知識・経験があれば対応できる職務となり、金融ビジネスがコモディティ化することに繋がります。

いずれにせよ、こうした現在の延長線上にはない将来について、可能性の低さを理由として検討しないということが賢明な対応であるとは考えられません。

III. おわりに

銀行業務をはじめとする金融ビジネスはコモディティ化し、銀行をはじめとする金融機関は一般会社化する時代が来るかもしれません。

銀行口座がなくとも大半の金融経済活動が行えるようになると、決済ファイナリティの担い手としての銀行の「公共性」は失われ、中央銀行の金融政策の効果を波及させるルートではなくなり、金融システムに与える影響は限定的となります。こうした変化は、銀行業務を免許制とする根拠を失わせ、金融システムを安定させるための自己資本規制といった特別な規制に服する必要性を減じます。

仮に仮想通貨が「通貨」として法的に位置付けられ、預金取引や為替取引を銀行が行えるようになったとしても、銀行口座を通じた決済は、本来であればエンドユーザー同士で決済できる取引をアンバンドリング化して、一部の取引が利便性等の理由から銀行口座を経由するという意味合いにとどまると考えられるため、それだけで特別な存在・特別な業務という立場に戻ることはないと考えられます。

多くの決済業務は、金融経済活動を支える決済インフラとしての重要性から大量の取引を一般の企業取引とは異なるはるかに高いレベルで正確かつ迅速に処理するための特別なシス

финтеック100
最も成功しているグローバルな
 финтеックイノベーター2015年版レポート



2016年2月刊

KPMGとH2 Venturesは、最も成功している финтеックイノベーターを紹介する年次報告「 финтеック100」を発表しました。今年で2回目となる本レポートでは、金融サービス業界において最も有利にテクノロジーを活用し、既成観念を変革している企業として、実績ある финтеック企業50社と、注目的新興企業50社の、計100社が紹介されています。

【バックナンバー】

仮想通貨とその基幹技術が起こす金融ビジネスと社会の変革
(KPMG Insight Vol.15/Nov 2015)

金融ビジネスの基盤が変わる決済インフラと金融グループ制度の改革
(KPMG Insight Vol.13/July 2015)

本稿に関するご質問等は、以下の担当者までお願いいたします。

有限責任 あずさ監査法人
シニアマネジャー 保木 健次
TEL: 03-3548-5125 (代表電話)
kenji.hoki@jp.kpmg.com

KPMG ジャパン

marketing@jp.kpmg.com
www.kpmg.com/jp



本書の全部または一部の複写・複製・転記載および磁気または光記録媒体への入力等を禁じます。

ここに記載されている情報はあくまで一般的なものであり、特定の個人や組織が置かれている状況に対応するものではありません。私たちは、的確な情報をタイムリーに提供するよう努めておりますが、情報を受け取られた時点及びそれ以降においての正確さは保証の限りではありません。何らかの行動を取られる場合は、ここにある情報のみを根拠とせず、プロフェッショナルが特定の状況を綿密に調査した上で提案する適切なアドバイスをもとにご判断ください。

© 2016 KPMG AZSA LLC, a limited liability audit corporation incorporated under the Japanese Certified Public Accountants Law and a member firm of the KPMG network of independent member firms affiliated with KPMG International Cooperative ("KPMG International"), a Swiss entity. All rights reserved. Printed in Japan.

© 2016 KPMG Tax Corporation, a tax corporation incorporated under the Japanese CPTA Law and a member firm of the KPMG network of independent member firms affiliated with KPMG International Cooperative ("KPMG International"), a Swiss entity. All rights reserved. Printed in Japan.

The KPMG name and logo are registered trademarks or trademarks of KPMG International.